



環境トピックス



問い合わせ先 環境課 ☎40-5559

斎場使用料補助制度を創設しました

旧宇都宮市斎場については、石橋地区は使用料が管内料金でありましたが、新宇都宮市斎場「悠久の丘」については管外料金となりました。このことから、下野市では負担の公平化を考慮して、市民の方がどこの斎場を利用しても管内料金と同等の使用料で利用できるよう補助制度を創設しました。(平成21年3月15日施行)主な内容は次のとおりです。

補助対象施設(斎場)

火葬場、待合室、及び併設された式場、霊安室、控室(火葬場と待合室については、どこでも対象となりますが、式場、霊安室、控室については、「小山聖苑」と「宇都宮市 悠久の丘」のみが対象となります。)

補助対象者

斎場使用申請者または死亡者が下野市民であること。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている場合または他市町村で同等の補助金を受けた場合は除きます。(下野市民以外の方が亡くなっても、斎場使用申請者が下野市民であれば、対象となります。)

補助額

火葬場：使用料から小山聖苑管内使用料を差引いた額とし、58,800円が限度となります。
待合室：利用した斎場の管外料金から当該斎場の管内料金を差引いた額とし、16,050円が限度となります。
式場・霊安室・控室：利用した斎場の管外料金から当該斎場の管内料金を差引いた額となります。
(斎場利用時は、一時管外料金を全額支払っていただき、補助金申請請求後、市より補助金が振り込まれます。)

補助金申請

斎場を使用した月の翌月末日までに各庁舎の市民課窓口または環境課に申請願います。(死亡届提出時に「手続の案内」をお渡します。)

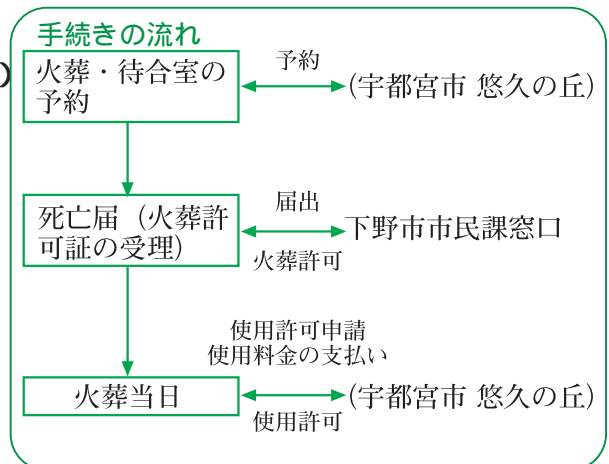
『宇都宮市 悠久の丘』の管外利用について

3月15日(日)より宇都宮市の新斎場『宇都宮市 悠久の丘』がオープンします。(石橋地区にお住まいの方がこれまで管内利用してきた宇都宮市斎場(山本町)は廃止となり、新斎場は管外利用となります。)*宇都宮市 悠久の丘の開場日や開場時間、予約方法などは次のとおりです。

- 開場日** 火葬場 : 1月1日及び友引を除く日
式場及び式場控室 : 1月1日を除く日
(通夜に限り友引日は開場)
- 開場時間** 火葬場 : 午前9時～午後5時15分
式場及び式場控室 : 午前8時30分～午後9時
通夜控室及び霊安室 : 午前0時～正午

予約方法

- (1) 個人で予約する場合
「宇都宮市 悠久の丘」に電話して予約してください。
電話 028 - 649 - 1150
受付時間 午前8時30分～午後8時
- (2) 葬祭事業者に予約を依頼する場合
事前登録してある葬祭事業者はインターネット等で24時間予約できますので、葬祭事業者と打ち合わせをする際には、予約等の手続きを依頼してください。



また、先月号でお知らせしたとおり、『宇都宮市 悠久の丘』を利用する際は、下野市斎場使用料補助金の対象となりますので、施設を使用した月の翌月末日までに補助金の申請をお願いします。